

【家族会員登録に関する国際本部からの注意事項】

2013.10.26

- 世帯主とその世帯の家族会員は、同じ日に eMMR ServannA で家族会員としてご登録ください。
- eMMR ServannA に世帯主のみ登録されている場合には、世帯主の家族会員としての記録を解除してください。

(eMMR ServannA マニュアルの 33 ページに従って、「家族会員でなくなる」処理を行ってください。)

- 家族会員が退会したため、世帯主のみになった場合にも、世帯主の家族会員としての記録を解除してください。

世帯主が登録されてから 7 日以内に家族会員が登録されないと、国際本部のデータでは、「家族会員がない」という理由で自動的に世帯主としての記録が解除されます。しかし、eMMRServannA では世帯主として登録されたままになります。

eMMRServannA では世帯主が登録されているため、その世帯の家族会員を一旦登録できてしまいますが、国際本部のデータでは「世帯主がない」という理由で、後に自動的に家族会員としての記録が解除されてしまいます。この場合、eMMRServannA だけに家族会員として登録されることになります。

eMMR ServannA 上では家族会員として登録されている会員が、半期分国際会費請求書に家族会員として記載されていない場合、MyLCI のライオンズクラブレポート/家族会員報告書の画面で国際本部の記録を確認することができます。家族会員報告書に記載されていない場合には、eMMR ServannA で世帯主とその世帯の家族会員の両方とも一旦「家族会員でなくなる」処理を行い、世帯主とその世帯の家族会員を同じ日に改めて登録し直してください。そうすることにより、国際本部の記録に反映されます。

この内容は太平洋アジア課のウェブサイトの「役立つ情報」にも掲載されております。以下のリンクからご覧いただくことができます。

<https://sites.google.com/site/pacificasianja/announcements/jiazuhuiyuannojilunitsuite>